

高福第1228-1号
令和2年3月26日

各老人福祉施設等管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
金子直史（公印省略）

「老人福祉施設危機管理マニュアル」の一部改正等について（通知）

老人福祉施設等において事件・事故等が発生した際は、「老人福祉施設危機管理マニュアル」に基づき、所管の福祉事務所等への報告や再発防止策の実施などの対応をお願いしているところです。

このたび、「老人福祉施設危機管理マニュアル」の名称を「老人福祉施設等危機管理マニュアル」とするほか、福祉事務所へ報告すべき事項の整理や事故報告様式の見直し、組織名称の変更などに伴う所要の改正を行いましたのでお知らせします。

改正後のマニュアルについては、下記のとおり当課ホームページに掲載しております。各施設におかれましては、必ずダウンロードの上、全職員に周知していただき、事故防止の取組及び事故等が発生した際の対応について、遺漏のないようお願いいたします。

記

1 埼玉県高齢者福祉課ホームページへの掲載

<通知掲載URL>

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/korei-shisetu/kikikanri.html>

<たどり方>

埼玉県ホームページトップページの「健康・福祉」 → 「高齢者福祉」 →

「高齢者福祉施設向け情報」 → 「事業者宛て通知・案内等」 → 「規程等」 →

『「老人福祉施設危機管理マニュアル」の一部改正等について』

の各ファイルを御覧ください。

2 改正の適用開始日

令和2年4月から

担当：施設・事業者指導担当

電話：048-830-3247

FAX：048-830-4781

E-mail：a3240-07@pref.saitama.lg.jp